

議案第35号

寒川町町税条例の一部改正について

寒川町町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月31日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町町税条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例（昭和60年寒川町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第29条第1号ア中「エに」を「ウ及びオに」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第33条第2項第5号中「番号」の次に「（第29条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加え、同条第3項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「及び当該者が使用する軽自動車等」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に係る経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町町税条例第29条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。